

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	畜舎における消防用設備等の設置基準の見直し	
担当部局	総務省 消防庁 予防課	電話番号:03-5253-7523 e-mail:y11.nakamura@soumu.go.jp
評価実施時期	令和 4年 1月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 現行の消防法令において、いわゆる畜舎は、消防法施行令(以下「令」という。)別表第一(15)項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となるが、実際には、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、令第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置が免除されている例が多い(畜舎全体の8割弱が令第32条の特例適用により消火器のみを設置)状況である。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 令第32条の適用可否については、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断によるため、畜舎を設計・建設をする際に消防用設備等に係るコストを予見することが困難であり、また、適用の判断までに時間がかかるケースもあることから、事業者の新規投資の障害となる可能性がある。</p> <p>【規制の内容】 特例適用の状況等も踏まえ、消防法施行令を改正し、一定の要件を満たした畜舎については、総務省令で定める消防用設備等の設置で足りることとする特例基準(緩和規定)を設ける。</p>	
規制の費用	(遵守費用)	当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。
	(行政費用)	畜産関係者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	統一的な特例基準を定めることによって、畜舎の設計・建設に際し消防用設備等に係るコストを予見することが可能になり、事業者の負担軽減が見込まれる。
	(副次的・波及的な影響)	統一的な特例基準を定めることによって、令第32条の適用可否について、管轄消防本部の消防長・消防署長が判断するためのコストが軽減されることが見込まれる。
費用と効果(便益)の関係	今回の改正を行った場合の費用については、上記のとおり、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用のみである一方で、畜舎について、その設計・建設をする際に消防用設備等に係るコストを予見することができることとなり、事業者負担の軽減等が図られること等が見込まれることから、今回の改正に伴う費用は便益に見合ったものであり、適切かつ合理的なものであると考えられる。	
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」(部会長:関澤愛 東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授)の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。	
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 今後の火災予防の実態を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を行うものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 畜舎における火災の状況について件数、焼損面積、損害額、出火原因等を分析することにより把握を行う。また、令第32条の適用状況についても調査を行う。</p>	
備考		